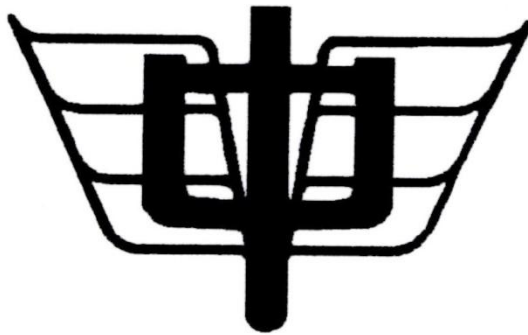


P T A 会則

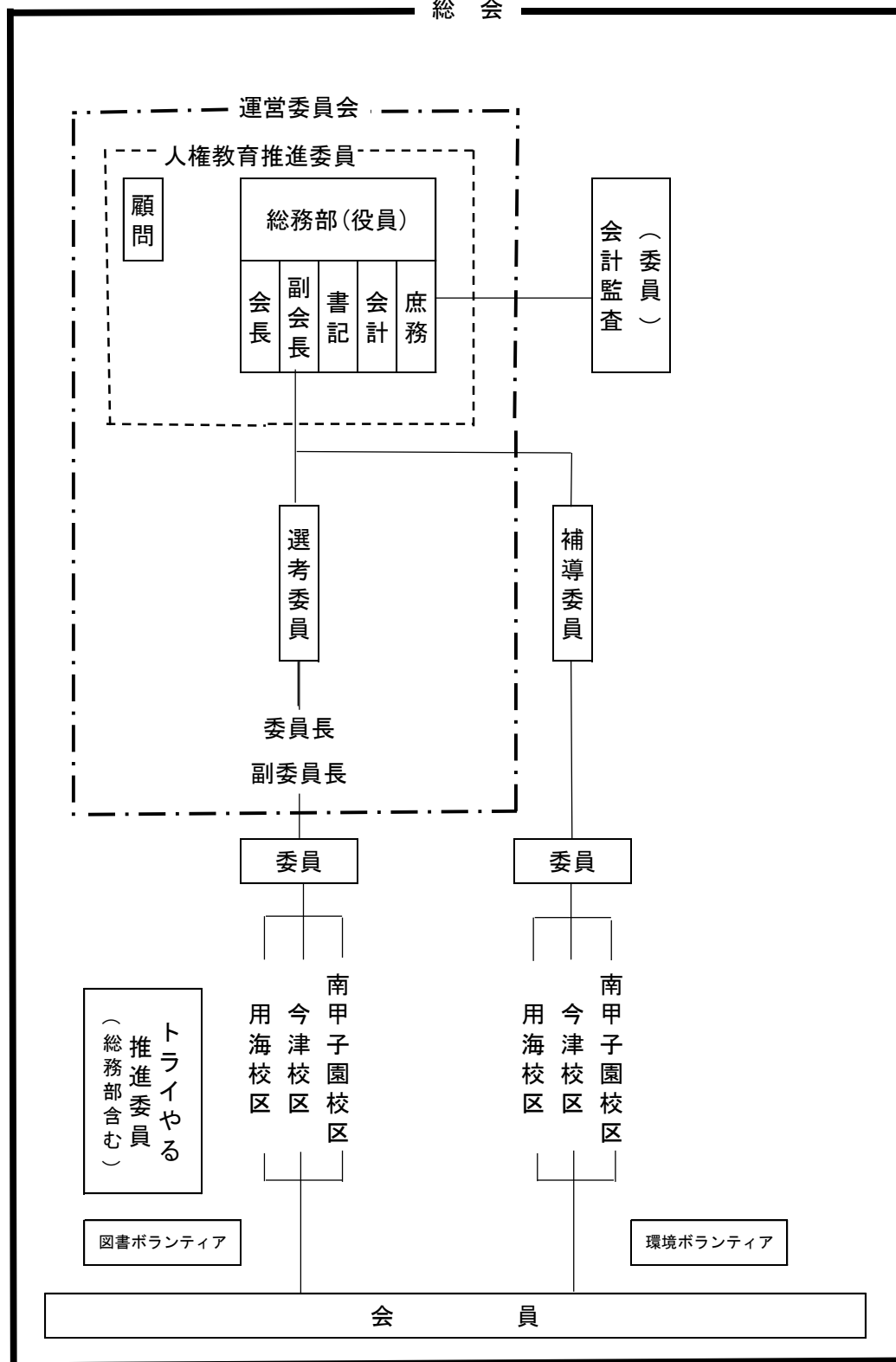


西宮市立真砂中学校 PTA

(3 年間保管してください)

《真砂中学校PTA組織図》

総 会



第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、西宮市立真砂中学校 PTA と称し所在地を真砂中学校内に置く。
住所 西宮市今津真砂町 1 番 10 号、電話 0798-48-3803
- 第 2 条 本会は、会員相互が協力して生徒の健全な成長をはかるとともに、地域の社会教育の振興に協力することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員相互の研修と親睦に関する事
 2. 地域における愛護活動に関する事
 3. その他、本会の目的達成に必要な事

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員となる資格を有する者は、西宮市立真砂中学校の保護者及び教職員とし、本人による入会届の提出をもって会員となる事が出来る。また退会は次の方法による。
1. 本条に規定した入会資格の喪失
 2. 退会届の提出

第 3 章 総務部役員、部長と任務

- 第 5 条 本会は、次の総務部役員、会計監査委員、顧問を置く。
- | | |
|-----------|------------|
| 1. 会 長 | 1 名 (P) |
| 2. 副会長 | 1～2 名 (P) |
| 3. 書 記 | 1～2 名 (P) |
| 4. 会 計 | 2 名 (P) |
| 5. 会計監査委員 | 2 名 (P) |
| 6. 庶 務 | 1～2 名 (P) |
| 7. 顧 問 | 若干名 (P, T) |

- 第 6 条 総務部役員の任務は、次の通りとする。
- 会 長 … 会を代表し、会務を総括する。
- 副会長 … 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 書 記 … 本会の事務および広報を担当する。
- 会 計 … 本会の会計に関する一切の事務を行う。
- 庶 務 … 本会の庶務を担当する。
- 顧 問 … 本会の運営について、相談及び助言にあたる。

第4章 総務部役員の選出及び任期

- 第7条 総務部役員（会長、副会長、書記、会計、庶務）の選出は、原則選考委員会で会員の中より候補者を選考し、最終候補者を内定し、総会で承認を得て決定する。
- 第8条 選考委員会については、規約を定めて会の運営にあたる。（原則として選考委員は、1家庭につき1回のみとする。）
- 第9条 顧問については、学校職員および総務部経験者より若干名を決定する。
- 第10条 総務部役員の任期は、翌年度新総務部役員選出までの1年間とし、再選を妨げない。（原則として総務部役員経験者は、次年度以降、全ての委員を免除とする。）
- 第11条 総務部役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員総会にはかり補充することができる。補充された総務部役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第5章 青少年育成センター補導委員の構成及び任期

- 第12条 青少年育成センター補導委員を原則各地区1名ずつ選出する。
委員の任期は毎年3月末までとする。

第6章 会 議

- 第13条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 総務部会
4. 運営委員会

- 第14条 定期総会は、毎年1回年度始めに開き、会員の半数以上の賛成をもって成立する。原則、書面総会とする。

本会は、次の事業を決議する。

1. 事業報告・決算報告
2. 事業計画・予算案
3. 新総務部役員・会計監査委員の承認
4. 会則の変更（会則の改定に関する事）
5. その他重要事項

- 第15条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の要求があったときに開くことができる。

- 第16条 総務部会は、会長、副会長、書記、会計、庶務、顧問をもって構成する。

- 第17条 運営委員会は、次の通りとする。

1. 総務部役員、選考委員、顧問をもって構成する。
2. 年度予算の作成にあたり、立案された事業計画を検討し、総会に提案

する。

3. 全体的立場から企画、推進にあたる。
4. 人権・同和教育を推進するための中心となり、会員の理解を深める。

第7章 会 計 監 査

- 第 18 条 会計監査委員は、会員の中より総務部役員、委員以外から総務部会で選出し、総会で承認を受け決定する。
- 第 19 条 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 20 条 会計監査委員の任期は1年間とする。ただし、再選を妨げない。

第8章 会 計

- 第 21 条 本会の会計は、会費、その他の収入によって充当する。
- 第 22 条 会費は、1家庭あたり（教職員も含む）月額100円とする。
- 第 23 条 特別な事情のあるときは、会長が会費の延納、減額又は免除を認めることがある。
- 第 24 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 本会則は、昭和59年度4月1日より実施する。

付則 本会則は、平成7年4月1日一部改正。

付則 本会則は、平成13年4月1日一部改正。

付則 本会則は、平成19年4月1日一部改正。

付則 本会則は、平成19年5月11日一部改正。

付則 本会則は、平成23年4月28日一部改正。

付則 本会則は、平成26年10月15日一部改正。

付則 本会則は、平成27年5月12日一部改正。

付則 本会則は、令和4年5月10日一部改正。

付則 本会則は、令和5年12月15日一部改正。

付則 本会則は、令和6年5月15日一部改正。

付則 本会則は、令和7年5月15日一部改正。

《 選考委員会規約 》

第 1 条 選考委員会は、次年度総務部役員候補者を公正に選出することを目的とする。

第 2 条 前条の目的達成のため、選考委員会を設置する。

1. （構成）選考委員はPTA会員の中から選出し、原則2～3名とする。校長、教頭を顧問とする。

選考委員より依頼があった場合、現総務部役員はその仕事内容等の説明のため選考活動に同行する。

2. (任期) 選考委員会発足(1学期)より、次年度総務部役員候補者を選出し、新年度PTA定期総会にて承認されたとき解散とする。
3. 第1回選考委員会は、現総務部役員が招集する。
4. 選考委員の中から、委員長1名を決定する。
5. 選考委員が決まらない時は総務部役員が選考委員を兼ねる。
6. 選考委員会規約は、総会において改正をすることができる。

第 3 条 総務部役員選出について

1. 選考委員会は、次の候補者を保護者全員の中から選出する。
会長1名・副会長1～2名・書記1～2名・会計2名・庶務1～2名
2. 原則として、会長の選出を最優先にする。
3. 原則として、会長以外の総務部役員は各地区から2名ずつ選出する。
4. 選考委員は、原則として次年度総務部役員候補者になることはできない。但し、選考委員が総務部役員候補に選ばれた場合、選考委員会での協議の上その任を解くことができる。補充については、選考委員会に一任する。

第 4 条 選考活動について

1. 選考活動については、すべて委員長を中心に活動を展開する。会そのものが独立している。
2. 選考委員会を開催し、全員で協議し方針を決めてから活動する。
3. 選考活動は、選考委員の複数である。

付則 本規約は、令和6年5月15日一部改正。

《 個人情報取扱規約 》

(目的)

第 1 条 本会は、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることで、活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第 3 条 職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 4 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第 5 条 取得した個人情報は、役員・委員の選出、役員・委員名簿の作成等、PTA 活動に関するもののみに利用する。

(管理)

第 6 条 個人情報は本会が適正に管理し、不要となった個人情報は、適性かつ速やかに破棄する。

(第三者提供の制限)

第 7 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第 8 条 本会は、本人から個人情報の開示等をもとめられたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(改正)

第 9 条 本規約の改正については、総会において行うものとする。

付則 本規約は、2019 年 5 月 10 日より施行する。

《 真砂中学校 PTA 慶弔・見舞内規 》

本校の会員及び生徒で慶弔、災害のあったとき、次の例にならない慶弔、慰料、災害見舞いをおくる。

生徒	死亡	10,000円と弔旗
	病気及び障害（本人1カ月以上欠席）	5,000円
	災害（相当被害）	5,000円
保護者	死亡	10,000円と弔旗
本校職員	本人死亡	10,000円と弔旗
	配偶者死亡	5,000円と弔旗
	子女死亡	5,000円と弔旗
	親死亡	5,000円と弔旗
	災害	5,000円

(付 記)

1. 学校嘱託は保護者に準ずる。
2. 校務、PTA 用務中の死亡等については、総務部会の決議により考慮することができる。
3. 校内において生徒の事故があった場合は、その理由の如何によっては、総務部会の決議により考慮することができる。
4. 本校 PTA と特別の関係があるときは、その理由の如何によっては、総務部会の決議により考慮することができる。
5. この規定は、昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。
6. この規定は、平成 7 年 3 月 22 日一部改正、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
7. この規定は、平成 8 年 5 月 21 日一部改正。
8. この規定は、平成 19 年 5 月 11 日改正。